

## 第1節 啓発・広報

障害のある人が家族や地域の人々と長年住みなれた地域社会の中でいきいきと生活していくためには、すべての人が障害のある人に対して十分に配慮していくことが必要です。

こうした障害や障害のある人についての、市民一人ひとりの理解と認識を深め、ノーマライゼーションの理念の定着したまちづくりを進めるためには、テレビやインターネットなど各種媒体を活用した啓発活動や広報活動の充実はもちろん、多くの人々との交流の機会、ふれあいの場の確保はきわめて重要なものです。

以上のような背景から、以下の分野に分けて施策内容の検討を行います。

- 1 障害者問題の理解促進
- 2 福祉教育の充実
- 3 交流・ふれあい活動の推進

### 1 障害者問題の理解促進

#### <現状と課題>

障害のある人を取り巻く社会環境には、物理的な壁や制度的な壁、文化・情報面の壁、心の壁があります。

これらの障壁を取り除き、「完全参加と平等」と「ノーマライゼーション」の理念の定着したまちづくりに向けて、障害のある人に対する理解を深めるため、「市広報ひかり」をはじめ、社協だより「福祉ひかり」や各公民館報、インターネット等を活用した広報活動を展開しています。また、市民参加型の出前講座や各種福祉行事を活用した啓発活動も積極的に展開しています。

一方、県においては、障害のある人に対する虐待の未然防止や虐待が発生した場合の適切な対応、再発の防止等について、「虐待防止マニュアル」の作成など、虐待防止に向けたシステム整備の取り組みも行われており、今後は、県や市町、関係機関の連携による取り組みが求められています。

障害や障害のある人への理解は、専門家や福祉関係者にとどまるものではなく、あくまでも市民一人ひとりの中に浸透してこそ、障害のある人もない人も同じように安心して生きていける「まちづくり」の土壌ができるものです。

今後は特に、一般市民や地域社会の中で、障害のある人に対する理解をどのよ

うに広げていくかが大きな課題です。

< 具体的取組 >

(1) 障害者問題の理解促進

「市広報ひかり」、「福祉ひかり」や市のホームページなど様々な媒体を活用した啓発活動・広報活動を推進します。

事業項目	事業内容
広報紙等による啓発	「市広報ひかり」や「福祉ひかり」等を活用し、障害者施策に関する情報コーナーなど、必要に応じた最新施策の紹介や福祉情報を提供するとともに、情報化時代に即応し、市のホームページなども積極的に活用した啓発活動・情報提供に努めます。
各種講座等の活用	社会福祉協議会をはじめ、各種団体等で開催される、市民を対象とした各種講座や市民参加型の出前講座等を積極的に活用し、障害のある人についての市民一人ひとりの理解と認識を深めます。

(2) 「[障害者週間](#)」等の普及促進

「障害者週間」や「[人権週間](#)」等の機会を活用し、障害者問題に関する啓発をより一層推進します。

事業項目	事業内容
「障害者週間」等の有効利用	「障害者週間」や「 <a href="#">精神保健福祉普及月間</a> 」、また、「人権週間」、「障害者雇用促進月間」などの機会を利用した広報活動や各種行事の開催などにより、障害や障害のある人に対する理解と認識を深めます。 また、社会福祉協議会を中心として実施している「ふれあい健康フェスティバル」の内容を充実し、より多くの市民に対して障害者福祉への理解を図ります。

## 2 福祉教育の充実

< 現状と課題 >

障害や障害のある人に対する正しい理解や認識を深めるには、学校教育や社会教育の場を通じて福祉教育を行うことが必要です。

学校教育は、児童生徒が体験を通して、他人を思いやる心や感謝の心、公共のために尽くす福祉の心を育み、福祉問題への関心を深める上で、大きな役割を持つものです。今後は、ボランティア活動を中心とした福祉教育の展開が、全ての小中学校で実施できるよう検討する必要があります。

また、本市では、社会福祉協議会が委嘱した各小学校の[ジュニア福祉員](#)による訪問活動の実施や、小・中・高等学校に福祉教育推進協力校や[ボランティア協力](#)

校を指定し、ボランティア活動等を中心とした福祉教育活動などを積極的に展開しています。また、ボランティアセンターを中心として、市民参加によるボランティア講座も実施していますが、今後、社会教育においては、市民を対象とした生涯学習活動において、障害者問題を人権問題として捉える取り組みを行うことも求められています。

＜具体的取組＞

(1) 福祉教育の充実

障害のある人に対する理解を促進するため、小・中・高等学校における福祉教育の充実に努めるとともに、生涯学習を通じた社会教育における福祉教育体制の確立を図ります。

事業項目	事業内容
学校教育における福祉教育の充実	<p>学校教育において、児童生徒が障害や障害のある人に対する理解を深め、共に生きる心を育むための福祉教育のカリキュラムや教材の作成に取り組むとともに、実践を通じた福祉教育を推進します。</p> <p>また、ジュニア福祉員や福祉教育推進協力校、ボランティア協力校制度を推進するとともに、ボランティア活動や<a href="#">JRC活動</a>など、児童生徒の発達段階に応じた主体的な福祉活動の展開を図ります。</p>
社会教育における福祉教育の充実	<p>社会教育の場において、障害者問題を含めた人権学習や社会福祉に関する各種学級・講座の開催など、生涯学習の機会の拡充を図るとともに、積極的な啓発・広報活動の推進に努めます。</p>

### 3 交流・ふれあい活動の推進

＜現状と課題＞

ノーマライゼーションの理念に基づく地域社会の実現は、障害のある人とない人がともに活動し、理解し、尊重しあえる人間関係を築くことが大切であり、ふれあう機会を持つことは、障害や障害のある人に対する正しい理解や認識を深めるための重要な要素です。

本市では、スポーツ・レクリエーションを通じた交流行事や福祉・保健の連携による「ふれあい健康フェスティバル」、地域の公民館や福祉施設等で行う祭りや運動会、また、障害児者・ボランティア・一般市民が協働してゲームや創作活動を行う交流行事など、地域住民が参加できる多くのふれあい行事が実施されています。

しかしながら、障害のある人や障害をテーマにした行事は、障害のない人にと

って身近なものとしてとらえにくく、また、地域の公民館行事や一般的なイベントへの障害のある人の参加が少ないなど、今後は、障害のある人の声も反映される行事の開催や取り組み方の見直しが重要です。

< 具体的取組 >

(1) 交流・ふれあいの推進

市民一人ひとりが、交流・ふれあいを深める機会が持てるよう、事業の拡大を図るとともに、地域ごとの身近な場において、自然に交流が行われるよう啓発に努めます。

事業項目	事業内容
相互交流の充実	障害のある人とない人がともに活動し、障害や障害のある人に対する正しい理解や認識を深めるためのふれあい交流の場として「ふれあい健康フェスティバル」等のイベントを継続的に開催するとともに、全ての市民が参加でき、お互いが協働し合える内容となるよう充実を図ります。このほか、文化・スポーツ大会などの開催により障害のある人とない人の相互交流を促進するとともに、障害のある人もない人もすべての市民が利用し交流できる全市的な施設の有効利用に努めます。
交流・啓発行事の推進	障害のある人とない人が直接交流し、ふれあうことができる行事の拡充を図り、障害者関係施設の紹介や施設で製作されたものの積極的な展示・販売等を行い、障害や障害のある人に対する市民の理解促進を図ります。

## 第2節 教育・育成

障害児に配慮した教育は、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を可能な限り実現し、社会参加と交流を通して、いきいきと心豊かな生活が送れるようにするための「生きる力」を身につけることが目標となります。

そのためには、一人ひとりの障害の種類や程度及び能力・適性等に即した適切な教育を行うことが重要であると同時に、地域社会の中における同世代の児童や人々との交流を促進し、地域での生活基盤を形成できるよう支援していく必要があります。

障害児教育には、教育と保健・福祉、医療、雇用等の各分野の連携による一貫した支援体制の強化が求められます。

以上のような背景から、以下の分野に分けて施策内容の検討を行います。

- 1 就学前教育・療育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 社会教育等の充実

### 1 就学前教育・療育の充実

#### <現状と課題>

障害児にとって治療・訓練と同時に保障されなければならないのが教育です。特に幼児期は人格の基礎が形成される大切な時期でもあり、就学前からの教育はとて重要です。

本市では、障害のある幼児の早期発見、早期治療を推進するため、医療・福祉・教育の関係機関が連携し、相談・治療・療育などの一貫した体制をとる「[総合療育機能推進事業](#)」（総合療育システム）を周南児童相談所などと連携して実施しています。また、「ことばの教室」や「心身障害児母子通園訓練事業」による早期教育・早期療育を行っていますが、今後は、相談機関と幼稚園・保育所、療育機関との連携を一層深めていくことが重要な課題となっています。

#### <具体的取組>

##### (1) 専門的機関等との連携

関係機関が連携し早期の教育・療育が可能となるよう、事前の啓発活動、その

後の相談体制等の充実を図り、総合的な教育・療育指導を実施します。

事業項目	事業内容
専門的療育機関等との連携	総合療育システムなど、保健、福祉、医療、教育が連携した相談しやすいシステムの再構築並びに専門医や医療機関との連携強化を図り、療育体制の充実を促進します。
ことばの教室	幼児の健全な成長発達を促進するため、「ことばの教室」を通して、ことばの発達に課題をもつ子どもや保護者に対する専門的な指導や支援を行います。
心身障害児母子通園訓練事業	障害や障害の疑いのある幼児とその保護者を対象に実施している「心身障害児母子通園訓練事業」を引き続き実施し、障害の軽減と成長や発達の促進を図ります。

## (2) 障害児保育の充実

幼稚園や保育所での障害のある幼児の受け入れを促進するとともに、重度心身障害児など、保育所などへの入所の困難な幼児に対応するため、利用者のニーズを踏まえ、日中一時支援事業など、新たな事業展開も視野に入れ、受け入れ体制の充実・強化を図ります。

事業項目	事業内容
障害児保育の充実	保護者に対する就学前教育の啓発を行うとともに、幼稚園や保育園での障害のある幼児に対して、きめこまかな教育・保育を確保します。 また、幼稚園や保育所での障害のある幼児の受け入れを促進するとともに、教育・保育担当者の資質向上のため、研修をより充実します。
重度障害児保育の充実	保育所などへの入所の困難な幼児に対応するため、重度心身障害児などに対するデイケア事業の見直しを行うとともに、NPO法人等とも連携をとりながら重度心身障害児の保育の充実を図ります。

## 2 学校教育の充実

### <現状と課題>

義務教育段階における障害のある児童生徒への教育には、現在、[特別支援教育](#)として、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行うため、特別支援学校や特別支援学級等における教育があります。

これらの障害等に配慮した教育は、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を可能な限り実現していくことを目指しています。

本市においても、ほとんどの小・中学校に特別支援学級が設置され、また、近隣には総合支援学校などがあります。また、障害が重く、通学して教育を受ける

ことが困難な児童生徒には、特別支援学校から家庭や施設・医療機関等に教員を派遣して教育を行う、いわゆる訪問教育が行われています。

また、普通学級に在籍する軽度の障害のある児童・生徒に対しても、よりきめ細かな指導の充実を図る必要があることから、通級指導教室への通級による支援を行うとともに、これまで特別支援学級の対象となっていなかったLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含めて、障害のある児童生徒に対する教育や指導を通じた適切な支援が求められています。

こうしたことから、県においても特別支援教育のより一層の充実に向けて、施策推進の基本指針となる「山口県特別支援教育ビジョン」が策定されています。

今後、小・中学校の管理職等への研修を通して、学校教育全体における特別支援教育の位置づけと、一層の理解と認識の向上を図るとともに、さらに人格の形成段階にある小・中学生の時期に正しい障害理解を助成するための交流教育を推進する必要があります。

#### < 具体的取組 >

##### (1) 学校環境の整備

障害のある児童・生徒が快適な環境の中で教育が受けられるよう、今後も必要に応じ、施設改善を図る必要があります。

事業項目	事業内容
学校施設・設備の整備	障害のある児童・生徒の受け入れのための施設や設備の改善など、施設のバリアフリー化を促進します。 また、障害の状態に応じて学習ができる環境づくりと障害の状態や特性に応じた学校施設の整備・充実に努めます。

##### (2) 障害児の育成・教育の充実

障害児の教育を保証するため、児童・生徒の障害の状態に対応して特別支援教育の充実を図ります。また、児童・生徒の障害の状態等に応じた職員体制の充実に図り、きめ細かな教育環境の整備に努めます。

事業項目	事業内容
特別支援教育の充実	児童・生徒の障害の状態等に応じた職員体制の充実に図り、きめ細かな教育環境の整備に努めます。
長期家庭療養児に対する訪問教育	長期家庭療養のため、教育を受けることが困難な児童・生徒に対して、教員が家庭又は病院を訪問して、教育相談や学習指導等に努めます。

##### (3) 指導体制・内容の充実

障害の状態に配慮したきめ細かな教育を提供するため、障害児に適切な就学が出来るよう本人・保護者の希望、児童・生徒の障害の実態、通学に伴う条件等を

十分考慮して指導の充実に努めるとともに、教職員の資質の向上を図る研修や学校教育全体で交流教育を充実し、さらには就学指導にあたっての関係機関との連携の強化を図ります。

事業項目	事業内容
教職員等の指導力の向上	特別支援教育の充実と教職員全体の指導力の向上を図るため、教職員の長期・短期の各種研修機会の拡充に努めます。
交流教育の推進	学校教育全体で交流教育を実現させるため、小・中学校と特別支援学校及び地域で一体となった交流教育をさらに推進します。
進路指導の充実	障害のある生徒の中学校卒業後の進路が、一人ひとりの障害の状態や特性に応じて保障されるよう教育、福祉、雇用等の関係機関と連携を深め、進路指導の充実に努めます。

### 3 社会教育等の充実

#### <現状と課題>

社会構造やライフスタイルが大きく変化する中、障害のある人の学習ニーズも多様化してきています。こうした学習ニーズに対応するため、公民館等でのIT技能講習会や障害のある人も共に学べる各種講座を開催するとともに、生涯学習センター等による学習情報や学習機会の提供等を行っています。

ノーマライゼーションの理念の下、障害のある人に対する市民の理解を深めるためには、障害者問題を人権問題として捉え、学校教育にとどまらず、広く地域社会においても学習活動を積み重ねていくことが重要です。

また、ボランティアを活用した講座の開設や、障害のある人もボランティア活動への積極的参加を進めるなど、地域と一体となった社会教育の充実に努めるとともに、障害のある人の学習活動への積極的な参加により、共に学び合う学習活動の推進と施設整備に努める必要があります。

#### <具体的取組>

##### (1) 障害者の社会教育の充実

障害のある人の学習ニーズに対応した、学習、文化、スポーツ活動を促進するために社会教育の機会の拡充と内容の充実に努めます。

事業項目	事業内容
障害者の社会教育の支援	障害のある人が生涯にわたって豊かに生きていくための学習活動として、障害の特性に応じた学習内容や学習情報・学習機会を提供します。また、各種ボランティア等と連携を取りながら、地域と一体となった社会教育活動を展開していきます。

文化・スポーツ活動等の支援	障害者関係団体等が行う芸術・文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動等を積極的に支援し、障害のある人の生活の質の向上に努めます。
---------------	--

(2) 社会教育施設の整備

公民館をはじめ、学習・文化・芸術・スポーツなどの生涯学習の拠点となる体育施設や文化施設等、社会教育施設の整備充実を図ります。

事業項目	事業内容
社会教育施設の整備	障害のある人の学習活動への積極的な参加促進と、障害のある人も障害のない人も、より多くの人々の参加機会を確保するため、新設の公的施設の整備においてはもちろんのこと、既設の公的施設においてもバリアフリーを念頭に整備を進めます。

## 第3節 雇用・就業

障害のある人の中には、移動の困難性や障害のある人に対する理解が十分でないことなどにより、適性に応じた職業に就くことができないなど能力を発揮する機会が妨げられたり、地域の活動などについても参加が困難となる方が多くみられます。

障害のある人がその適性に応じた職業に就くことや地域の活動に参加することは、障害のある人の自己実現や経済的な自立の観点から重要であり、地域にとっても意義のあることです。

障害のある人が障害のない人と同じように、生きがいを持って生活することができるようにするためには、障害のある人の社会参加や就業が不可欠です。その実現に向けて、障害のある人の社会参加・雇用・就業の拡大に取り組む必要があります。

以上のような背景から、以下の分野に分けて施策内容の検討を行います。

- 1 雇用対策の推進
- 2 社会就労の充実支援
- 3 職業能力の開発・育成

### 1 雇用対策の推進

#### <現状と課題>

障害のある人にとって、その能力や適性に応じ、地域の中で働く場があるということは、生活の質の向上と自立した生活を確保する上で重要な意義をもっています。

障害のある人が働く喜びや生きがいを見出すとともに、社会参加のできる環境整備の実現に向けて適切な支援を行う必要があります。

障害のある人に対する雇用対策については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、公共職業安定所や事業者との連携による職業訓練や指導、就労相談の実施、また、事業主に対する助成など、さまざまな施策が実施されています。

障害のある人の雇用については、こうした取り組みにより徐々に改善されてきており、産業別では、一部で[法定雇用率](#)1.8%を下回る実状も見られるものの、平成18年6月時での全産業の平均雇用率は、山口県が2.08%、本市においても1.98%と法定雇用率を上回る状況となっています。

障害のある人に対する雇用・就業の問題は、企業の理解と協力が欠かせないことから、今後さらに公共職業安定所や企業、関係機関等との連携を密にし、各種助成制度の周知徹底を図るとともに、必要な情報の収集や啓発活動を積極的に推進する必要があります。

< 具体的取組 >

(1) 障害者の雇用促進

障害のある人の雇用の促進を図るため、公共職業安定所などの関係機関と連携し、各種助成制度等の活用・促進を図るとともに、啓発活動を積極的に推進します。

事業項目	事業内容
障害者雇用促進啓発活動の充実	障害のある人に対する理解と雇用拡大を図るため、関係機関と連携しながら、障害者雇用に関する各種支援制度の周知徹底と雇用拡大に関する積極的な啓発活動を推進します。
事業所の雇用促進	障害のある人の雇用ニーズに対応し、障害者雇用促進法や職親制度、通院患者リハビリテーション事業（社会適応訓練事業）など各種制度や <a href="#">ジョブコーチ支援事業</a> をはじめとする各種助成制度の普及啓発等により、障害者雇用に対する理解を促進していきます。 また、新たに法定雇用率の対象となる精神障害者の雇用に対する支援策の充実など、精神障害者の雇用促進の啓発に努めます。
情報提供の充実	障害者職業センターや公共職業安定所と連携しながら、障害のある人のための職業訓練機関等に関する情報や職業相談などの情報提供の充実に努めます。

## 2 社会就労の充実支援

< 現状と課題 >

障害のある人が社会の一員として積極的に経済活動に参加できる雇用体制を行政・企業・地域社会が共に責任を持って実現していくことが重要です。

しかしながら、障害のある人の中には重度化・重複化の進行により、一般事業所への就業が困難である人が多いのも現状です。こうした一般企業での就業ができない障害のある人に対しても、自立した生活が送れるよう、施設での支援が必要です。

授産施設や福祉作業所は、障害により就業が困難なため、入所や通所により必要な訓練を受け、職業を通じた自立を目指すための施設ですが、企業等の受け皿の不足などから、現状では、障害のある人のリハビリ訓練も兼ねた継続的就労施

設となっています。

重度の障害のある人にとっても、就労の機会を得て、社会の一員として経済活動に参加できることは大きな喜びとなります。

こうしたことから、福祉的就労の場としての授産施設や福祉作業所等については、施設体系や事業体系の見直しによる就労支援事業所として、障害のある人の一般就労に向け、行政も一体となった支援のための体制づくりが必要です。

#### < 具体的取組 >

##### (1) 福祉的就労の場の整備促進

一般事業所での受け入れが困難な障害のある人の就業の場として、就労支援事業所等の機能の充実に努めます。

事業項目	事業内容
就労支援事業所等の機能の充実	日中活動の場として重要な役割を果たしている心身障害者福祉作業所や精神障害者共同作業所等については、関係機関や団体と連携しながら、新たに就労移行支援事業や就労継続支援事業への施設体系・事業体系の見直しなど、一般就労への移行に向けた施策の充実に図ります。この他、福祉工場、授産施設等の就労支援施設については、近隣市町との連携も図りながら、広域的に整備・充実に図ります。

### 3 職業能力の開発・育成

#### < 現状と課題 >

障害のある人自身が職業能力の開発に取り組み、仕事への適応能力を高めていくことは、障害のある人の雇用に対する理解や雇用環境の整備と並んで非常に大切なことです。

障害のある人の職業訓練は県の産業技術学校や民間の能力開発施設などで行われています。また、障害者職業センター等の専門機関で行う職業相談や、指導・訓練などの [職業リハビリテーション](#) サービス、福祉施設と事業所等の連携によるジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業なども実施されています。

今後も、引き続き障害のある人の職業訓練に関する情報提供や機会の充実に図るとともに、個性や障害の種類、程度にあった職業能力の開発・育成に取り組んでいく必要があります。特に、就業に直接つながる職親制度の実施にあたっては、事業主や他の従業員の十分な理解と協力が得られるよう、啓発に努めていく必要があります。

< 具体的取組 >

(1) 職業能力の開発・育成

教育機関や職業訓練機関等関係機関と連携しながら、障害の種類や程度に応じた職業能力の開発・育成を支援します。

事業項目	事業内容
技術取得への機会の提供	障害のある人のための職業訓練等に関する情報提供の充実を図り、職業能力の開発・育成を支援します。また、各種教室・講座等を開催し、パソコン操作などの技術修得のきっかけとするなど、能力向上につながる支援と機会の提供に努めます。

## 第4節 保健・医療

障害者福祉施策において、障害の発生予防をはじめ、早期発見・早期治療、適切なリハビリテーション、及び障害のある人の健康の保持増進について、保健・医療の果たす役割は大きく、その充実が重要な課題です。今後、関係機関が連携して（母子保健から老人保健に至るまで）生涯を通じての健康づくりを目標にして、障害の発生予防、早期発見、早期治療対策を充実させていくと同時に、障害のある人がそれぞれのライフステージに応じて、適切な保健・医療サービスを受けることができる一貫した体制づくりが重要です。また、障害があっても、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、障害の程度を軽減し自立を促進する地域リハビリテーションが重要になっており、あらゆる人々が参画する地域リハビリテーション体制を確立していく必要があります。

また、健康の保持増進に心の健康は欠かせないものです。変化の激しい現代社会において、人々は多大な不安、悩み等多くのストレスを抱えて生活しており、今後、精神面での支援は重要な課題となっています。精神障害者については、適切な医療を確保するとともに、精神保健福祉に関する相談、社会復帰・社会参加の促進を図るための精神保健福祉対策の充実、家族への支援等を推進していく必要があります。

以上のような背景から、以下の分野に分けて施策内容の検討を行います。

- 1 障害の発生予防
- 2 障害の早期発見と早期治療・療育体制の充実
- 3 医療、地域リハビリテーション体制の充実
- 4 精神保健対策の推進

### 1 障害の発生予防

<現状と課題>

障害の原因には、妊娠出産期における異常などの先天性障害と、生活習慣病などの疾病によるものや、事故の後遺症等による後天性障害があります。

先天性障害の予防については、健康な妊娠・出産、乳幼児の健やかな成長発達支援を目指して、母子健康手帳の交付、ハイリスク妊婦管理、妊婦健康診査、母親教室、新生児・乳幼児家庭訪問、乳幼児健康診査、育児相談等、妊娠、出産、育児への一貫した母子保健対策を実施していますが、今後も一層の充実が求められます。

また、後天性障害の予防では、中高年の脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの障害の原因となる生活習慣病の予防を図るため、健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等の成人保健対策を実施しており、今後も充実を図り、健康づくりを一層推進していく必要があります。本市では、光市健康増進計画「光すこやか21」のもと、市民誰もが、健康でいきいきと暮らせるため、『光る笑顔 元気いっぱい 和気あいあい』を健康づくりの基本目標に掲げ、健康づくりの源となる「食事」・「心の健康」・「運動」に関する健康づくりに力を入れ、健康づくりの主役である市民とともに取り組んでいます。

さらに、交通事故や労働災害による障害発生の防止のため、交通安全思想の普及を図るとともに、職域保健との連携による普及啓発に努める必要があります。

#### < 具体的取組 >

##### (1) 障害の発生予防

乳幼児期から高齢期までそれぞれに対応する保健指導体制の充実を努めます。

事業項目	事業内容
母子保健対策の充実	<p>健康な妊娠・出産を目指して、妊娠の届出をされた方に母子健康手帳を交付しています。さらに妊娠届、妊婦健康診査等により、ハイリスク因子を把握し、その管理・指導、医療機関との連携を図ります。</p> <p>また、妊娠・出産・育児の正しい知識の普及と不安の解消を図るため、妊婦相談、母親教室、家族教室、訪問指導、育児相談の充実を努めます。さらに、育児相談等で把握した発達の遅れ等、指導を必要とする乳幼児については、医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して継続的な指導を行い、乳幼児の健やかな心身の発達支援に努めます。</p> <p>また、育児相談、育児学級等を通して、乳幼児期の不慮の事故予防の啓発に努めます。</p>
成人保健対策の充実	<p>40歳以上を対象に生活習慣病の早期発見、早期治療を図るため各種健康診査を実施し、受診率の向上に努めるとともに、受診後の適切な事後指導の実施により、疾病の発生予防及び重症化の予防に努めます。車椅子常用者に対しては、二次的障害の発生を予防するため、基本健康診査に合わせて身体障害者基本健康診査を実施しています。</p> <p>また、市民一人ひとりが主体的に健康管理に取り組めるよう、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導の充実を努めます。特に、健康教育においては、より効果的に実施するため、個別健康教育に取り組み、リスクの高い喫煙、高血圧、糖尿病、高脂血症予防の健康教育の充実を図ります。更に、食を通したふれあいや、気軽に簡単に取り組める運動の推進など、健康教育を土台として、地域・関係団体・学校・職域・行政が一体となって取り組む体制の整備を図ります。</p>

交通安全思想の普及	警察署等関係機関と連携し、交通安全意識の高揚を図るため、正しい交通ルールの実践等と呼びかける広報活動や交通安全対策を推進し、歩行者、障害のある人などが安心できる交通環境の実現に努めます。
職域保健との連携	職域保健との連携による労働者の健康の保持増進、労働災害の予防に関する啓発等の実施を検討します。

## 2 障害の早期発見と早期治療・療育体制の充実

### <現状と課題>

障害を早期に発見し適切な治療・療育を行うことは、障害の重度化を防ぐ効果が大いといわれています。

現在、母子保健対策としては、1か月児健康診査、3か月児健康診査、7か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等発達の節目をとらえた健康診査を実施しています。この乳幼児健康診査等で疾病や発達の遅れが疑われる場合には精密検査を行い、その結果に基づいて医療機関や関係機関との連携を図りながら、早期治療、早期療育へと移行できる体制を整備しています。

障害の早期発見という観点から、これらの乳幼児健康診査の充実は効果的であり、今後、受診率向上に向けた取組みや、関係機関との連携をより一層深め、事後指導の充実に努めていく必要があります。

また、早期療育として、1歳6か月児健康診査後の要支援者を対象に発達支援学級（のびのび教室）を実施しているほか、社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園（知的障害者通園施設つばさ園）への委託による心身障害児母子通園訓練事業や、その他、学校教育の行うことばの教室等があり、幼児・児童の発達の状態や個々の状態に合わせて適切な早期療育が受けられるよう、相談指導体制の充実に努めています。

自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害等、従来の施策では十分に対応されていなかった発達障害に関しても、発達障害者支援法の施行により発達障害児への早期対応、適切な療育支援が義務付けられました。

今後さらに、療育の必要な児に対する早期支援に努めるとともに、その保護者に対しても子育てに関わる福祉部局内の関係課をはじめ、相談専門機関等による相談支援体制の充実など、多面的な支援ができるよう医療・保健・福祉・教育・職域等の担当部局が緊密な連携を図り、一貫した支援体制整備を図る必要があります。

成人保健対策としては、障害の原因となる生活習慣病などの疾病予防、早期発見・早期治療を図るため、基本健康診査をはじめ各種がん検診を実施しています。

また、健診の結果、必要と認められた人には事後指導を行い、各種健康教育や健康相談を実施している他、早期治療への援助を行うことにより効果的な事業の連携を図っています。

しかしながら、身体障害者手帳所持者の状況では障害の重度化が進展しており、今後、事後指導の一層の充実、継続を図り、健康づくりに取り組みやすい環境を整え、重症化を予防していく必要があります。

#### < 具体的取組 >

##### (1) 早期発見・早期治療体制の充実

乳幼児期の健康診査、成人の各種健康診査及び事後指導の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら、事後指導及び相談の充実に努めます。

事業項目	事業内容
乳幼児健康診査の充実	1か月児・3か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施し受診率の向上に努めます。要精密検査の乳幼児に対する事後指導の充実に努めます。 また、未受診者や要観察者に対しては、訪問指導を実施し、事後支援や母親の育児に対する不安の解消を図ります。
成人各種健康診査の充実	30歳から70歳まで5歳きざみに、ミニドック的に行うふしめ健康診断や、医療機関委託の基本健康診査、各種がん検診を実施し、受診率の向上に努めます。 また、医療が必要なケースに対する適切な早期治療や自己管理が継続してできるよう、事後指導等の支援体制の充実に努めます。

##### (2) 早期療育体制の充実

早期療育機関の充実及び関係機関との連携強化を図り、一人ひとりの障害状態や発達に合わせた適切な療育を受けられる支援体制づくりに努めます。

事業項目	事業内容
発達支援学級 (のびのび教室)	1歳6か月児健診での精神発達の遅れが疑われる幼児に対する支援を行うため、のびのび教室を開催し、関係機関と連携をとりながら、健やかな心身の発達支援と早期療育の推進体制の整備に努めます。
心身障害児母子通園訓練事業 (げんき教室)	心身に障害のある4歳未満の幼児が保護者とともに通園し、集団の中で技能感覚訓練及び生活指導を行い、幼児の健全育成を図ります。
相談・指導体制の充実	健康増進課における育児相談や訪問指導、社会福祉事務所における福祉相談、また県の機関として児童相談所、健康福祉センターの早期療育相談等を強化し、相談・指導体制の充実に努めます。さらに、心身に障害の疑いがある乳幼児の早期発見と早期療育を目的とする総合療育機能推進事業（総合療育システム）の充実に努め、個々の障害の状況に応じた療

	育が継続されるよう、療育・教育・医療等、関係機関との連携の強化、及びフォロー体制の充実を図ります。 発達障害児に対しては、個別支援計画に基づき、必要な支援が継続して行われるよう支援体制の充実を図ります。
--	--

### 3 医療、地域リハビリテーション体制の充実

#### <現状と課題>

障害のある人に対する医療や地域リハビリテーションの充実は、病気の治療だけにとどまらず、障害の軽減を図り、障害のある人の社会的自立を促進するためには不可欠なものです。また、二次障害の発生予防に対応するためにも、職域、学校を含んだ保健・医療・福祉の連携を強化し、障害のある人の健康管理や医療の充実に努めることが必要です。

また、障害のある人が安心して治療を受けるためには、医療費の負担軽減が求められます。医療費の公費負担制度としては、自立支援医療の給付、特定疾病に対する公費負担制度、重症心身障害者医療費助成制度などがあり、その啓発活動に努める必要があります。

#### <具体的取組>

##### (1) 地域医療体制の充実

障害のある人に対する継続的で効果的な在宅医療及び地域リハビリテーション体制の実現に向けて、県や健康福祉センター、医療機関、保健福祉関係者等との連携強化を図ります。

事業項目	事業内容
口腔健診等の充実	歯の健康管理のため、障害のある人の口腔健診を継続的に実施するとともに、歯科衛生士による口腔衛生指導の充実に努めます。また、歯科診療所に通院が不可能な65歳以上の在宅ねたきり高齢者や、これに準ずる重度の身体障害者に対する訪問歯科診療を行います。
地域リハビリテーション体制の整備	障害のある人のニーズに応じた適切な機能回復、維持訓練を受けられることができるよう、健康福祉センターや健康増進課、医療機関、職域等と連携して、地域リハビリテーション機能の充実を図るとともに、自助組織への支援やボランティアの育成に努めます。

##### (2) 医療助成制度の充実

各種医療助成制度の啓発と適切な制度の活用を図ります。

事業項目	事業内容
自立支援医療の給付	18歳以上の身体障害者に対する障害の軽減、改善を図るための「更生医療」や、外来又は比較的短期の入院治療によってその機能の回復が期待される18歳未満の身体障害者の障害の早期治療を行うための「育成医療」、精神科デイケアや訪問看護等を含めた精神通院医療の充実を促進するための「精神通院医療」等の給付を行います。
特定疾患治療研究事業	難病のうち特定疾病の医療費が公費負担される制度の活用を促進します。
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者に対する経済的負担の軽減を図るため、各種健康保険で治療を受けた場合の自己負担金の助成（食事一部負担）を行います。

## 4 精神保健対策の推進

### <現状と課題>

近年、変化の激しい現代社会において、人々は多大なストレスや不安、悩みを抱えて生活しており、心の健康の維持は重要な課題です。特に、うつ病は若年層からの幅広い層で急増しており、自殺の原因の多くを占めているため、その対策は大きな課題となっています。

精神的に病んで社会生活に適応できなくなった場合、障害のある人や家族の力だけで解決していくことは困難であり、社会全体での協力が必要となります。

また、精神障害者施策については、他の障害に比べて社会的偏見も著しく、福祉施策の整備も遅れており、病院での入院生活を余儀なくされている方が多いのが実状です。

障害者自立支援法においても、入院生活から地域生活への移行、他の障害との格差の解消を重要視しており、早急な支援体制の整備が必要となっています。

今後、精神障害者保健福祉対策の充実を図るため、まず、社会的誤解や偏見を取り除くとともに、精神障害への正しい理解と認識の普及、啓発に努めることが必要です。また、健康福祉センター、地域生活支援センター等関係機関との連携を図りながら、心の健康の保持増進への援助、並びに精神障害者の社会復帰や社会参加の促進と併せて、家族への支援の拡充を図っていく必要があります。

### <具体的取組>

#### (1) 予防対策の推進

健康福祉センター等と連携を図り、市民の心の健康に関する知識の普及啓発及び相談体制の充実に取り組むとともに、心の病気や精神障害について市民が理解

を深め、障害のある人やその家族が気軽に相談でき、早期発見・早期社会復帰ができるよう、医療・保健・教育・職域等、関係機関の連携を図り、相談体制の整備に努めます。

事業項目	事業内容
精神保健の普及・啓発	心の健康に関する知識の普及、啓発のため、ライフステージに応じた心の健康づくりについての健康教育を実施します。 交流イベントや自主グループの育成支援、地域の輪づくり運動等、世代を超えた豊かな交流、自然のふれあいを通して、みんなで取組む心の健康づくり体制の整備を図ります。 また、精神障害の理解のための啓発活動として、精神障害に関する講演会の開催や市広報、ホームページ等による啓発に努めます。
心の健康相談	うつ病を中心とした心の健康相談を専門医の協力のもと隔月に実施し、早期発見、早期治療を図ります。また、継続してフォローが必要な方に対しては、訪問等により支援を行います。

## (2) 社会復帰の促進

精神障害者が地域の理解と協力を得て、地域で安心して暮らせるよう、精神障害者やその家族への相談支援体制の整備に努めるとともに、住民の精神疾患に関する正しい理解と認識の普及・啓発に努めます。

また、これまで健康福祉センターで実施されていたデイケア事業が市へ移管されることから、関係機関との連携をさらに深め、社会参加の機会の提供や、社会復帰施設等の整備拡充など、社会復帰の促進を図ります。

事業項目	事業内容
団体等への支援	自助組織（家族会、断酒会等）への支援を行うとともに、自ら心の健康実践者となり、心の病気を抱える人達をサポートする心の健康サポーター等のボランティア養成研修に取り組み、協力組織の育成を図ります。また、精神障害者を抱える家族の負担軽減を図るための支援を検討します。
関係職員への研修等の実施	各種サービスの充実を図るため、関係職員への研修等を実施し、精神疾患に対する正しい理解と知識の普及に努めます。
関係機関との連携強化	健康福祉センターや市内外の医療機関、地域生活支援センター等との連携強化を図り、自立支援協議会を活用して、地域におけるサポートシステムの構築や、ネットワークづくりを推進します。 健康福祉センターが実施する精神障害者退院促進支援体制整備事業で、退院可能な障害者の方が地域生活を送ることができるよう健康福祉センターと連携して支援を行います。
社会参加の促進	家族会主催の憩いの広場への協力支援を行います。また、健康福祉センターから移管されるデイケア事業を通じた居

	場所の確保や生活リズムの確保、生活技術の体得等、精神障害者の地域生活移行に向けた支援の強化を図ります。
社会復帰施設の整備	地域活動センターや就労継続支援施設等、精神障害者の受け入れ可能施設の整備・促進を図ります。

## 第5節 福祉

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人が社会の一員として地域の中でともに暮らせる社会を実現していくには、障害のある人の自己選択と自己決定を基本に、地域において安心して生活することができる環境整備が必要となります。

近年、核家族化や高齢化の進展により、家族での介護力は低下しており、家族と社会が助け合う福祉サービスが必要になっています。このため、必要な福祉サービスは障害の種別や程度によって様々であり、きめこまかなサービスを提供できる体制の整備が重要です。

また、障害のある人の福祉ニーズの多様化に対応し、質の高い専門的福祉サービスを提供するために、その担い手である人材の養成・確保や資質の向上を図る必要があります。

さらには、福祉サービスの情報提供の促進、身近な相談支援体制の確立や障害者の権利擁護の推進等、障害者のニーズに即したサービス提供を図る必要があります。

以上のような背景から、以下の分野に分けて施策内容の検討を行います。

- 1 在宅生活支援サービスの拡充
- 2 居住系サービスの充実
- 3 生活安定のための施策の充実
- 4 地域福祉活動の促進
- 5 人づくりの推進

### 1 在宅生活支援サービスの拡充

＜現状と課題＞

「住み慣れた地域で生活を」という福祉施策の流れの中で、家族等の介護負担が増大することや障害の重度化・重複化、障害のある人・介助する人の高齢化への対策が求められています。こうした中、平成15年度から支援費制度が始まり、居宅介護（ホームヘルプ）を中心に、急激にサービスの利用が増加するなど、障害のある人の福祉サービスの普及・定着が進んでいます。

一方で、制度を支える財源面では、当初の予測を大きく上回る利用の伸びに、制度施行の初年度から国の財源不足の問題が生じるなど多くの課題も抱え、制度の根本的な見直しを迫られ、障害者自立支援法が成立しました。今後は障害者自

立支援法の理念である「障害のある人が安心して暮らせる社会」の実現のために、サービスの充実が求められるとともに、今後のサービス利用の増加も見込まれています。

また、本市の身体障害者の多くが高齢者ですが、高齢者に対するサービスについては、介護保険でのサービス提供が優先されるため、介護保険サービスと障害福祉サービスの有効な使い分けが必要となるほか、要介護認定が受けられない若年者等や介護保険サービスにはないサービスメニューについて、障害福祉サービスとして充実を図る必要があります。

こうした中、総合的にサービスの提供ができる体制づくりやサービス利用のケアマネジメント体制の構築が求められるとともに、他の障害に比べてサービスや社会資源が不十分な精神障害者や発達障害者に対する地域生活支援対策として、精神障害者保健福祉手帳の普及や、各種相談事業、在宅支援事業等の拡充が求められます。

今後は、障害のある人の地域生活や社会参加に必要な情報提供体制の強化や、在宅での生活に不安を抱える障害者やその家族に対する支援体制の拡充、相談窓口の総合化を図るとともに、相談内容により様々な専門家から助言や指導等、関係機関との連携により、適切なサービス提供がなされるよう、ケアマネジメント機能も備えた総合的な相談支援体制の構築が望まれます。

#### < 具体的取組 >

##### (1) 相談体制・権利擁護体制の整備

障害のある人が自ら選択したサービスを地域で気軽に利用できるよう、関係機関の連携により、相談からサービスの提供まで一貫した支援ができる総合的なサービス体制の整備について検討します。

また、障害のある人、特に知的障害者や精神障害者等については、自らの権利の行使や財産管理等に関して困難な場合が多いことや、虐待を受けてもそれを主張することが困難な場合なども多くあります。

障害のある人に対する権利擁護については、地域住民一人ひとりの意識改革や社会的な取組みを実施していく必要があります、大きな課題であるといえます。

福祉の構造が「措置」から「契約」へと大きく変化する中で、障害のある人の自己選択と自己決定を最大限に尊重し、尊厳を守るためにも、障害のある人に対する権利擁護のより一層の推進に努めます。

事業項目	事業内容
相談体制の拡充	障害のある人が必要なサービスを地域で気軽に利用できるよう、相談支援事業者や地域包括支援センター、教育機関等との連携を図り、相談からサービスの提供まで一貫した援助や必要に応じてサービスのケアマネジメントができる体制の

	構築に努めます。
情報提供体制の充実	身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生児童委員などの人材の育成や光市障害者福祉推進連絡協議会などの関係機関との連携の強化を図るとともに、サービスを必要とする人に十分な情報が行き渡るよう、情報提供体制の充実を図ります。
介護保険制度との総合調整	介護保険制度で保険給付の対象となった場合でも、保険給付による介護サービスだけでなく、総合的な福祉サービスの提供が実施されるよう調整を図っていくとともに、介護保険制度におけるケアマネジャーやサービス提供事業者、行政の介護保険部門との連携を深め、サービス利用者が多面的で効果的なサービスを受けられるようきめこまかい調整を図っていきます。
権利擁護の推進	自らの権利を主張したり行使したりすることが困難な場合など、本人の権利が守られ、地域で安心して暮らしていけるよう、 <a href="#">成年後見制度</a> や <a href="#">地域福祉権利擁護事業</a> 等の制度の普及・啓発を図り、障害のある人に対する虐待の防止、権利擁護が十分に機能するよう、県や相談支援機関と連携しながら相談体制を含めた実施体制の充実を図ります。

## (2) 訪問・日中活動系福祉サービスの充実

在宅福祉の推進には、介護支援の充実が不可欠です。訪問・日中活動系福祉サービスとして居宅介護事業や短期入所事業、障害児（者）の家族支援事業などを実施し、在宅生活支援の強化拡充に努めます。

事業項目	事業内容
居宅介護（ホームヘルプ）事業等の充実 ・身体障害者（児） ・知的障害者（児） ・精神障害者 ・難病患者等	適正な支給量が提供できるサービス体制の確保を図るとともに、障害のある人に対する専門的な知識を持ったヘルパーの養成と資質の向上に努めます。 特に、今後利用の増加が見込まれる知的障害者及び精神障害者への居宅介護事業の体制の充実を重点的に推進します。
短期入所（ショートステイ）事業の充実 ・身体障害者（児） ・知的障害者（児） ・精神障害者 ・難病患者等	在宅で重度障害者を介護している家族が、疾病等のため家庭における介護が困難となった場合、短期間、施設への受け入れを行うとともに、緊急時等にスムーズに利用できるよう、関係施設と連携して専用床の確保に努めます。
日中活動系サービスの充実 ・生活介護事業 ・自立訓練事業	障害のある人の生活訓練や機能訓練を行い、社会的孤独感の解消や介護負担の軽減を図るなど、在宅生活を支える重要な拠点として、県や社会福祉法人等と連携をしながら、機能整備、機能強化に努めます。
地域活動支援センターの充実	障害のある人の日々の生活の相談や憩いの場、創作活動等の場として、地域活動支援センターの整備・充実を図ります。

日中一時支援事業の充実 ・知的障害者（児）	知的障害者（児）を施設で日中一時的に預かり、家族の介護負担を軽減するとともに、知的障害者（児）が社会に適応するための訓練を行います。
障害児者家族支援の充実	障害のある児童に対する放課後保育や長期休業時などの日中支援事業、また、24時間体制で障害児（者）を一時的に預かる <a href="#">レスパイトサービス</a> 等、NPO法人などとの連携をとりながら、支援体制の整備拡充を図り、介護家族の負担の軽減に努めます。

### (3) 地域生活・社会参加に対する支援の充実

障害のある人の地域生活や社会参加を支援するために、補装具の交付や修理、日常生活用具給付等事業、重度視覚障害者及び脳性マヒ者等全身性障害者の移動支援、自動車改造費助成、自動車運転免許取得助成、福祉タクシー助成、リフト付きタクシーの運行事業等の充実を図り、今後も継続して実施します。

事業項目	事業内容
補装具の交付（修理）	補装具の交付については、障害者が豊かな日常生活を送れるよう、引き続き事業の実施、充実に努めます。
日常生活用具の給付（貸与） ・身体障害者（児） ・知的障害者（児） ・難病患者等	在宅の重度障害者に対し、生活用具（便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴補助用具等）を給付（貸与）し、円滑な日常生活のための支援と自立生活の促進を図ります。
移動支援事業の充実	在宅の重度視覚障害者や脳性マヒ者等、全身性障害のため、社会生活上必要な外出時に支障がある場合に、ガイドヘルパーを派遣し付添介助を行います。
手話・要約筆記奉仕員等の派遣	聴覚障害者等の社会参加の支援を行うため、手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の派遣を行うとともに、奉仕員の人材の育成に努めます。
移動手段に関わるサービスの充実	現行の自動車改造費助成制度や移動交通機関の割引制度等の周知に努め、利用の促進を図ります。また、車いす使用者や寝たきりの障害者及び高齢者等に対する移動支援として、リフト付きタクシーの運行を引き続き実施します。
生活支援サービスの充実	障害のある人の日常生活の利便性の向上と介護家族の負担軽減を目的として、訪問給食サービスや訪問理美容等の生活支援サービスの事業の充実を図ります。

## 2 居住系サービスの充実

### <現状と課題>

日中夜間を通した生活の場として障害者福祉の中心的役割を担ってきた障害者施設については、「住みなれた地域で生活したい」という障害のある人の希望を叶

えるため、障害者自立支援法の新たなサービス体系の中で、日中活動の場と住まいの場の機能を分けて考えるようになりました。しかしながら、現状では、地域で障害のある人が生活を送るための「住まいの場」は十分でなく、また、重度の障害のために、日中夜間を通した支援が必要なことも多くあります。

特に、「住まいの場」としてのグループホームやケアホームなどについては、地域生活への移行に向けて、利用意向の増大が予想され、今後は、広域的な施設整備も視野に入れた受け入れ体制の充実が求められています。

#### < 具体的取組 >

##### (1) 居住系サービスの充実

日中活動系サービスの充実と併せて、在宅生活を支える重要な拠点となるグループホームなどについては、地域との交流を深め、地域に根ざしたサービスとなるよう支援します。また、障害者支援施設の整備・充実については、広域行政で調整しながら推進します。

事業項目	事業内容
グループホーム・ケアホームの推進	障害のある人の就労や地域での自立生活を支援するためのグループホームやケアホームについて、社会福祉法人やNPO法人等に対する設置の働きかけを行います。
障害者支援施設（施設入所支援）の充実	入所による支援が必要な人に対し、障害に応じた適切な介護を行う施設として、専門的機能の強化を支援します。 また、県や社会福祉法人等との連携を強化し、情報の共有化などにより、広域的な施設利用が円滑に行われるよう体制の整備を図ります。

### 3 生活安定のための施策の充実

#### < 現状と課題 >

障害のある人が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、生活の基盤となる所得保障の充実や障害のある人の権利を擁護し、社会生活の安定を図ることが必要です。所得保障の基本となるのが、各種年金や各種手当制度であり、障害基礎年金や特別障害者手当等の各種手当は、障害のある人やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。このほか、経済的支援の一環として、生活福祉資金貸付制度や各種税金の控除や減免、公共料金の割引、交通費の割引制度等が実施され、障害のある人の社会参加の促進に大きな役割を果たしています。しかしながら、精神障害者の場合、割引制度や料金減免制度等の各種制度の整備が身体障害者や知的障害者に比べ大きく遅れており、精神障害者や発達障害者に対する福祉制度の充実は、今後の重要な課題といえます。今後も、これ

らの制度の一層の充実を関係機関に要望していく必要があります。

< 具体的取組 >

(1) 年金・手当等の充実

障害年金、特別障害者手当などの所得保障が十分な内容になるよう、国や県に要望します。

事業項目	事業内容
各種福祉手当の充実	年金制度・各種手当制度等の経済的支援策について周知を図るとともに、国の各種手当制度の充実について要望していきます。
障害者扶養共済制度の啓発	制度の啓発を行うとともに、実施主体である県に対して、制度の安定的な継続が図れるよう働きかけを行います。

(2) 貸付・割引制度等の充実

各種貸付・割引制度の充実を要望します。

事業項目	事業内容
生活福祉資金の貸付	障害者世帯等の経済的な自立や生活環境の改善等を図るため、各種資金の貸付を行うとともに、必要な援助や指導を行い生活の安定を図ります。
市税等の減免	各種税金等の控除や減免、各種公共料金等の割引制度の充実に向け、関係機関に働きかけを行います。

## 4 地域福祉活動の促進

< 現状と課題 >

障害のある人の地域活動を支えるには、地域の人々の支援が重要であり、相互理解の促進のため、コミュニケーション手段を確保する必要があります。その中で障害のある人の社会参加において、特に身近なボランティアの果たす役割は一層大きくなってきています。また、福祉サービスの充実を図るためには、単に提供するだけでなく、それが地域に根ざしたものとして推進されなくてはなりません。このため、関係機関、団体等との有機的連携を深めることが必要であり、同様に地域住民と障害のある人とその家族との繋がりが重要です。

本市では、社会福祉協議会の主催でボランティア講座を開催し、市民の障害のある人への理解促進とともにボランティアの養成を行っています。ボランティア活動は、地域の福祉活動を支える大きな力でもあり、市民の関心も高まってきました。今後は人材育成や設備・用具の充実などを含め、ボランティアの活動をさらに支援していく必要があります。

一方、障害者団体の活動は、障害のある人相互間の交流や障害のない人々との交流、また、各種相談や情報の伝達、行政への要望活動等障害のある人の社会参加を促進するうえで大きな役割を果たしており、その自主的活動を今後とも支援していく必要があります。近年、同じ障害をもつ人が相談援助を行う、[ピアカウンセリング](#)の役割も重視されており、障害のある人がサービスの受け手としてだけでなく、自らがサービスの担い手として積極的に社会に参画し、社会的自立ができるように、活動を支援していく必要があります。

< 具体的取組 >

(1) 地域福祉活動の促進

社会福祉協議会とボランティア団体をはじめとする地域の福祉活動組織との連携を一層支援します。

事業項目	事業内容
地域福祉活動計画等の推進	障害のある人が住みなれた地域で地域の人々と交流しながら、生きがいをもって暮らせる地域社会をつくるため、社会福祉協議会等との連携を深め、各地区社会福祉協議会の活動や社会福祉協議会が推進している光市地域福祉活動計画に基づく事業を今後も積極的に支援を行います。
ボランティアグループの支援	ボランティア養成講座を開設し、ボランティアの育成・強化を図ります。また、手話や点訳・朗読等ボランティア技術や知識の修得など、ボランティアグループの自主的な学習活動に対する支援を行います。
ボランティアネットワークの強化	ボランティア活動がより活発に行われるように、ボランティアセンターの仲介機能の充実に努めるとともに、グループ同士の交流を深め、連携を強化し、体系的、総合的な活動が行われるよう支援を行います。

(2) 障害者団体の育成

障害者団体の自主的活動を支援し、活動の活性化を促進します。

事業項目	事業内容
障害者関係団体の支援	障害のある人の社会参加につながる障害者関係団体の活動がスムーズに行えるように、社会福祉協議会等と連携しながら支援し、活動の活性化を促進します。

## 5 人づくりの推進

< 現状と課題 >

近年、増大・多様化する福祉サービスに対するニーズに的確に対応したサービスの提供が求められる一方、国・県から市への事務委譲や障害福祉サービスの措

置制度から利用契約制度への移行等に伴い業務量が増大しています。このような状況に対応するためには、人材の育成、確保が必要不可欠であり、研修会への積極的な参加による専門知識の修得に努める必要があります。また、人材の養成、確保を進めるうえで、看護や福祉に対する理解と多様な業務に対する理解を深め、加えて、職場環境の整備、労働条件の改善等に取り組み、魅力と活力のある働きやすい職場づくりに努める必要があります。

< 具体的取組 >

(1) 人づくりの推進

今後、障害者福祉施策の円滑な実施のためにも、理学療法士や作業療法士、保健師、看護師、栄養士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士などの専門的な人材の養成・確保を図るとともに、研修や研究会の開催・参加奨励などによる資質の向上を目指します。

事業項目	事業内容
福祉人材の育成	福祉関係従事者の確保を図るため、在宅福祉サービスや社会福祉施設等の啓発広報、各講習会等を通じ、潜在している人材の育成・発掘に努めるとともに、福祉関係への就労斡旋等を行う山口県福祉人材センターとの連携を図り、人材が有効に活用できるよう努めます。
研修事業の実施	障害者福祉施策に係る人々の資質の向上を図るため、地域ケア会議などを活用し、障害や障害者福祉についての研修の実施や、福祉関係研修会への参加等、職場研修の充実に努め、福祉従事者の資質の向上を図ります。

## 第6節 生活環境

近年、ノーマライゼーションの理念の下、障害のある人や高齢者が社会の一員として、積極的に社会参加していく上で、地域社会全体において、[ユニバーサルデザイン](#)・バリアフリー化の重要性が広く認識されるようになってきています。

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（[バリアフリー新法](#)）」や、県の「山口県福祉のまちづくり条例」により、より一層のバリアフリー化の促進が求められています。

また、社会生活において、一般的に障害のある人は障害のない人と比べて災害弱者になったり、犯罪の被害者となる可能性が高いと考えられます。こうした状況を緩和するため、災害時等にすべての人が迅速に対応することができる体制を確立し、行政と地域住民が一体となって防犯・防災対策を推進していく必要があります。

以上のような背景から、以下の分野に分けて施策内容の検討を行います。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 住みよいまちづくりの総合的推進</li><li>2 住宅・建築物の改善</li><li>3 移動・交通対策の推進</li><li>4 防犯・防災対策の推進</li></ol> |
|---|

### 1 住みよいまちづくりの総合的推進

#### <現状と課題>

障害のある人は歩行や行動に困難を伴うことが多いことから、障害のある人が積極的に社会参加するためには、公共施設等の物理的な障壁をはじめ、あらゆる障壁を取り除く必要があります。このようなまちづくりによって、これまで行動に制約のあった障害のある人の行動範囲が拡大し、社会参加が活発化し、生きがいをもっていきいきと暮らせるようになります。

本市では、公共施設について障害のある人の利用を考慮した改善、改修を順次行っていますが、こうしたバリアフリー化と併せて、今後は、はじめから誰もが利用しやすい施設や設備をつくろうという「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいた福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

また、障害のある人の社会参加を促進するには、こうした施設面での整備だけでは不十分であり、市民一人ひとりが障害のある人に対して気軽に声かけを行うことや、道路上に物を置かないなど市民意識の高揚が必要となります。

### < 具体的取組 >

#### (1) 住みよいまちづくりの総合的推進

公共施設及び不特定多数の人が利用する民間の建築物等の整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や、「山口県福祉のまちづくり条例」により、民間事業者の協力も得て整備促進を図るとともに、「ユニバーサルデザイン」の普及啓発に努めます。

なお、公園等の整備にあたっては、障害のある人等の利用に配慮した施設内容とし、特に障害者用トイレ・障害者用の駐車スペース確保などを行い、施設のバリアフリー化を促進します。

事業項目	事業内容
福祉のまちづくりの推進	バリアフリー新法や山口県福祉のまちづくり条例などに基つき、面的な整備を進めるとともに、「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及に努めます。 また、福祉のまちづくりの推進に向けて市民や事業者、市が一体となって取り組んでいくための啓発・広報を進めます。
交通安全施設の整備	障害のある人の安全確保のため、段差の解消、歩道の拡張、点字ブロックの敷設など交通安全設備の整備に努めるとともに、点字ブロック上の放置自動車や障害物等、障害のある人の通行の支障となっている行為について、広報等による市民への積極的な啓発活動を推進します。
都市公園の整備	都市公園の整備にあたっては、障害者用トイレの設置や段差解消などを順次進め、障害のある人がくつろぐことができる空間の創造に努めます。

## 2 住宅・建築物の改善

### < 現状と課題 >

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、あらゆる障壁が取り除かれた環境が必要であり、とりわけ生活の拠点となる住環境の整備や外出先の公共的施設の整備改善が重要となります。

公共的施設の整備改善としては、これまで市と民間事業者が一体となって、市役所、公民館や学校、病院などの公共的施設についてスロープの設置やトイレの改善などバリアフリー化に努めてきましたが、今後もより多くの施設についてあらゆる障害者の障害程度を考慮した整備が求められます。

また、住環境の整備については、障害のある人の在宅生活を支援するため、住宅改造に対する援護施策として重度心身障害者住宅改造費助成事業・住宅整備資金貸付事業等の各種貸付事業等を実施しているほか、障害のある人に配慮した公営住宅の整備などを行っていますが、今後とも事業内容の充実が求められます。

＜具体的取組＞

(1) 公共的施設・設備等の環境整備

障害のある人の生活の利便性を高め、公共的施設のバリアフリー化に併せ、公共的設備の整備改善に努めます。

事業項目	事業内容
公共的建築物等の整備	市役所や公民館など公共施設のみならず、不特定多数の人が利用する公共的施設については「福祉のまちづくり環境整備指針」に基づき整備を促進します。特に、今後建設が予定される施設を含め、主要な公共施設については、きめこまかい環境整備に努めることとし、 <a href="#">オストメイト</a> にも対応できる障害者用トイレの整備などバリアフリー化を推進します。

(2) 公営住宅の整備

市営住宅の建替え及び改善等においては、バリアフリー化など障害のある人等にやさしい住宅の整備に努めます。

事業項目	事業内容
市営住宅の整備	市営住宅の建替え及び改善等に際しては、段差の解消や要所への手摺りの設置、また緊急警報装置の常設や3階以上の住宅へのエレベーターの設置など、バリアフリー化と安全対策の推進に努めます。

(3) 住宅改造支援

住宅改造支援として重度心身障害者住宅改造費助成事業・住宅整備資金貸付事業の各種貸付事業等のPRに努め、利用の促進を図ります。

事業項目	事業内容
各種貸付制度の充実	障害のある人が日常生活における不便さを軽減するために居宅の改造を行う場合、改造費を助成し、生活しやすい住宅整備を促進します。

### 3 移動・交通対策の推進

＜現状と課題＞

障害のある人が地域社会の一員として、社会参加を促進するには、外出等に伴う身体的・精神的負担の軽減を図る必要があります。

本市では、障害のある人の移動・交通対策として、重度視覚障害者及び脳性マヒ等全身性障害者の移動支援事業、福祉タクシー助成事業、リフト付きタクシー運行事業など、外出支援のための各種事業を実施しています。今後もこれら各種制度の積極的な啓発を行い、利用を促進することが必要です。

＜具体的取組＞

(1) 移動・外出支援事業の推進

障害のある人の地域生活や社会参加を支援するため、重度障害者に対するガイドヘルプサービスや、自動車改造費助成、自動車操作訓練費助成、福祉タクシー助成、リフト付きタクシーの運行事業等、移動支援サービスを引き続き実施します。

事業項目	事業内容
移動支援事業の充実 (再掲)	在宅の重度視覚障害者及び脳性マヒ者等全身性障害者で社会生活上必要な外出の際、付き添う者がいないため、外出に支障がある場合にガイドヘルパーを派遣し付添介助を行います。
移動手段に関わるサービスの充実 (再掲)	現在行われている自動車改造費等の助成や移動交通機関の割引事業等をパンフレット等で啓発し、利用を促進していきます。また、車いす使用者や寝たきりの障害者及び高齢者の移動手段として、リフトやベッドを装備したリフト付きタクシー運行事業を引き続き実施します。
<a href="#">福祉有償運送</a> 運営協議会の設置	NPO 法人や社会福祉法人等がサービス提供に際して行う有償運送について、福祉有償運送運営協議会による適切な利便の確保に努めるとともに、サービス提供事業者の適切な事業運営の確保と福祉サービスを利用する身体障害者等の移動制約者への支援を図ります。

## 4 防犯・防災対策の推進

＜現状と課題＞

安心して暮らせる地域づくりを進める上で、防犯・防災対策はきわめて重要な課題です。

障害のある人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要となることから、平常時から障害のある人に配慮した防災対策を推進し、災害時に迅速な対応がとれる体制の整備が必要となります。

本市では、平成 17 年度に光市地域防災計画を策定し、災害時要援護者対策として、社会福祉施設等での安全確保に係る組織体制の整備を進めるとともに、障害のある人への支援体制の確保や防災知識の普及啓発、避難所等の生活の場の確保対策等、在宅の障害者やひとり暮らし高齢者などの防災対策の見直し強化を図ることとしています。

また、ひとり暮らし重度身体障害者に対する緊急時の通報手段としては、緊急通報装置の給付又は貸与を行っています。今後は、こうした取組みに加え、地域

住民による自主防災組織の拡充や防犯体制の充実など、地域での支え合いを強化することが求められます。

< 具体的取組 >

(1) 防犯・防災体制の整備

緊急時や災害時に迅速に対応できる体制の整備に努めます。また、悪質商法等から障害のある人の被害を未然に防止するため、消費者教育・情報提供を推進します。

事業項目	事業内容
防災体制の確立	防災関係機関と連携を図りながら、防災訓練の実施や自治会組織を中心とした地域の自主防災組織の育成などにより防災意識の高揚を図るとともに、自治会組織や民生委員、関係団体等の協力・連携による緊急時連絡体制の整備に努めます。
避難施設の確保	市広報や防災広報ダイアル、出前講座等を積極的に活用し、防災意識の啓発に努めるとともに、重度の障害のある人等に対応できる避難施設の確保や防災関係機関等に対する要援護者の情報提供など、災害時要援護者に対する支援体制の強化を図ります。
災害時要援護者支援マニュアルの作成	障害や障害のある人に対する市民の理解と、重度の障害のある人等、災害弱者に対する緊急時の連絡体制の整備や避難所対策など、総合的な防災体制の整備を図るため、光市地域防災計画との整合を図りながら、災害時要援護者に対する支援マニュアルを作成し、支援体制の充実を図ります。
緊急通報体制の充実	ひとり暮らしの重度身体障害者に対する緊急時の通報手段として緊急通報装置の周知に努め、利用の促進を図ります。
防犯対策の推進	悪質商法等による障害のある人の被害を未然に防止するため、自治会や民生委員などの協力のもと、警察署等関係機関と連携を取りながら防犯活動の積極的な推進を図るとともに、障害のある人に対する消費者教育の充実と情報提供に努めます。

## 第7節 文化・スポーツ

障害のある人がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、障害のある人の自立と能力の開発を促し、社会参加を通じた生活の質の向上につながることから、積極的に推進していく必要があります。また、障害のある人にとってスポーツをすることは、体力の維持増進や機能訓練にも大きな役割を果たすとともに、障害のある人同士の交流の場や地域社会の人々とのふれあいの場としても有意義であり、障害のある人の活躍を伝えることにより、障害のある人に対する理解を得る機会としても大きな意義を持っています。

以上のような背景から、以下の分野に分けて施策内容の検討を行います。

- |                    |
|--------------------|
| 1 文化活動の促進          |
| 2 スポーツ・レクリエーションの推進 |

### 1 文化活動の促進

#### <現状と課題>

障害のある人の文化活動への参加は、障害のある人自身の自立や社会参加を促すことはもとより、自身の生活の質の向上を図る上でも、また、障害のある人の活動への理解を広める上でも重要な要素であり、大いに意義深いことです。このような参加の機会を確保するために多種多様な文化活動の機会と内容を拡充していくことが求められています。

#### <具体的取組>

(1) 文化活動への支援と参加を促進します。

事業項目	事業内容
文化活動の支援	障害のある人が気軽に参加できるよう講座・教室等の充実や、開催日・開催場所等の周知徹底に努めるとともに、多様なニーズに応じられるよう開催形態や開催場所等の検討を図り、生涯を通じた文化活動や交流活動、学習機会の確保に努めます。また、障害のある人や障害者団体による文化活動、施設等における創作活動等の成果について、発表の場の確保や展示機会の充実を通じて文化活動の推進に努めます。
文化施設の整備	障害のある人の文化活動への参加を容易にするために、文化施設等の条件整備を図ります。

## 2 スポーツ・レクリエーションの推進

### <現状と課題>

近年、障害者スポーツは年々盛んになりつつあり、毎年行われる県障害者スポーツ大会（キラリンピック）や市障害者体育大会等にも多数参加をしていただいておりますが、障害者のスポーツ人口は固定化されており、より多くの障害のある人の参加が求められています。また、スポーツ人口の拡大を図るためには障害のある人が日常的に気軽にスポーツに親しみ、参加できるような条件整備も必要です。さらには、障害のある人と障害のない人がふれあい、交流していくためのレクリエーション活動の定着も必要です。

### <具体的取組>

#### (1) スポーツ・レクリエーション活動の支援

障害のある人が参加しやすいように、また障害のない人も参加できるように、運営方法や競技種目について充実を図ります。

障害のある人に配慮したスポーツ施設などの整備改善を進めます。

事業項目	事業内容
スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の確保を積極的に行うとともに、相談、指導のできる人材の養成・確保に努めます。さらに、障害のある人が障害の程度、状況に応じて無理なく参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
スポーツ施設整備	「光市総合体育館」や「大和スポーツセンター」、「サン・アビリティーズ光」をはじめとする公共体育施設等について、障害のある人が利用しやすいものとなるよう改善を図り、利用の促進、啓発に努めます。